

平成23年12月16日

指定管理者の指定について（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T S ビル内

(3) 代表者

理事長 加藤 智恵子

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成23年4月28日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月20日 平成23年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月28日 企画提案書作成要項配布

8月2日	企画提案書作成要項に係る説明会（団体を特定して実施）
8月5日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
8月9日	経営診断委託
8月19日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
9月5日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月4日	平成23年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の意思と個性を尊重したサービスを提供し、地域とのつながりを大切に、利用者とその家族のより豊かで充実した地域生活を実現するための施設運営が果たされる等の理由により、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房を運営するにふさわしい法人と判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開・開示規程が整備されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されている。

(4) 運営実績

都内で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。

練馬区内において、6事業所のグループホーム・ケアホームを運営していることに加え、区立施設では谷原フレンド、石神井町福祉園、しらゆり荘のほか、平成22年度から新たに大泉障害者地域生活支援センターの指定管理を受託し、区内での実績を伸ばしており、利用者からの評価も高い。

(5) 効率的運営・効率化への取組

福祉園と福祉工房との一体運営の中で、施設長・事務長・看護師・栄養士・医師は兼務とし、送迎バス、給食調理、建物管理、定期清掃、保安警備は業者委託としている。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者およびその家族を第一に考えた支援内容の工夫や地域との連携をさらに深めていく提案、企画内容およびプレゼンテーションにおいて受託への熱意・意欲が認められる。

利用者およびその家族が必要とするサービスを調査し、他の区立施設の活用や地域サービスの情報提供を行うなど地域生活を支える取組に関する提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設安全点検を毎日実施しているほか、危機管理マニュアルの整備、福祉園・福祉工房合同による様々な場面を想定しての避難訓練の毎月実施、自衛消防隊の編成等、危機管理体制を整えている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、地域と連携した施設管理運営を行う提案がある。

災害時の対応に素早く取り組み、利用者および家族へ安心・安全を与えるため、携帯電話やネットを活用した緊急時の連絡方法を確立している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されている。苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場を配慮した適切な対応を推進している。

研修等の実施により職員の意識向上を図り、権利擁護を推進している。

(10) 職員の育成

施設内における研修のほか、法人や区が主催する研修への積極的な参加を推進している。各職員の経験・能力に配慮し、個別の研修計画を作成し実行している。

(11) 団体の理念・姿勢

障害のある人々の福祉の向上とノーマライゼーションの実現を目指し、あらゆるニーズに対応した利用者本位の質の高い支援を行うことを基本とし、多面的な事業に取り組んでいる。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させている。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

物品購入に関しては、区内業者の活用に努めている。職員の採用に当たっては、今後とも区民の雇用に推進する意思がある。

(13) 事業等の提案

貫井福祉園においては、これまでの活動や行事を継続しつつ、日中活動支援のあらゆる面でさらに選択肢拡大を図る工夫をし、利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供する提案がある。今後の利用者の高齢化に向けて、年齢や体力に応じた活動の提供や職員の介助の専門性向上を目指すなどの提案がある。

貫井福祉園内の活動交流室においては、通常の利用以外に、防災対策や障害に関する勉強会等の地域交流イベントを企画し、地域交流をさらに深める提案がある。

貫井福祉工房においては、従来の就労支援プログラムのほか、地域のサービスを利用する力を培うための支援プログラムの提案がある。地域の中での職場体験実習の受入先開拓や啓発を行うなどの提案がある。また、就労後の職場定着率向上を目指し、他機関と連携したきめ細やかなアフターケアを行う提案がある。

区内法人施設との連携強化および地域資源を活用したサービスを利用促進するためのネットワーク構築等についての提案がある。

6 問い合わせ先

練馬区役所健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課地域生活支援係

直通 03-5984-1043 (直通)

FAX 03-5984-1215

指定管理者（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果
（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

1 評価項目・評価基準（細目）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である。 (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、貫井福祉園および貫井福祉工場の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
合 計	100点	82点